

令和5年度 7月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和5年7月6日（木）午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 20人 欠席者 4人

議席番号	委 員 氏 名	出欠	議席番号	委 員 氏 名	出欠
1 番	古賀 和則	欠席	1 3 番	綾部 勝年	出席
2 番	日高 幸子	出席	1 5 番	橋本 達男	出席
3 番	松下 茂	出席	1 6 番	寺田 一義	出席
4 番	田中 雄三	欠席	1 7 番	寺田 宏澄	出席
5 番	橋本 昭憲	欠席	1 8 番	森園 文男	出席
6 番	大川 定道	出席	1 9 番	松永 淳	欠席
7 番	江頭 政寛	出席	2 1 番	副島 幸満	出席
8 番	鷺崎 和志	出席	2 2 番	牛島 和昭	出席
9 番	尊田 信明	出席	2 3 番	田中 節士	出席
1 0 番	馬郡 文男	出席			
1 1 番	山内 しげ子	出席			
1 2 番	濱尾 種光	出席			

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (4件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (4件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (2件)

議案第4号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
委員会決定分 (6件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局（田中）

皆さん、おはようございます。定刻を過ぎましたので、只今より令和5年7月、現体制での最後の農業委員会総会を開催します。

現在の出席委員は16名よって「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者の連絡が入って入る委員さんは○番の〇〇委員さん、○番の〇〇委員さん、○番の〇〇委員さんとなっております。○番の〇〇委員さん、○番の〇〇委員さんは連絡を取っております。それでは、会長よりお願いいたします。

会 長

おはようございます。このメンバーでの最後の総会となりました。最後までよろしくお祈りします。まだ、今年は長雨で水稻の方も種類によっては相当成長が遅れているように見受けられます。一日も早い天気のリcoveryを願っております。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号	農地法第18条第6項による通知書について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
その他	

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見を申し上げます。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき○番〇〇委員さんと○番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	4件	面積	13,620㎡
------	----	----	---------

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法3条の許可申請についてですが、議案第1号1及び2の農地法第3条許可申請の議案については、譲渡人は別々ですが一区画となっている農地として耕作されていますので一括して審議を行いたいと思います。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1及び2の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇森園委員

事務局の説明どおりで、譲受人の〇〇さんは地区の若手のリーダーとして規模拡大されています。申請地は2反弱で国道沿いにありますが、国道からの出入りで耕作しにくく、高齢の方では難しいため亀川さんに耕作してもらうのが良いのではと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〇〇委員

無償となっていますが、無償となると贈与になります。譲渡人さんと譲受人さんの関係性を教えてください。

事務局

〇〇委員さんが言われましたように、耕作しにくい土地ではありますが、〇〇さんが元々利用権設定をされ耕作をされていたもので、親族とかではありませんが、譲渡人さん2名さんの親族が引き継がないという事での譲渡になっています。

〇〇委員

私も〇〇委員さんと同じく担当委員として、我が家にも譲渡人さん、譲受人さんの両名でこられ説明して頂きました。確か親族の方は3名程おられましたが、審議されたうえで誰も引継ぎ手がなく現在耕作してもらっている〇〇さんへの無償の譲渡で良いと、納得されておられると聞いております。

〇〇委員

事務局は譲渡人さんが譲受人さんへ無償で譲渡する事への、確約書みたいなものを取っておられますか。気が変わられたときのため審議が無駄にならないようにするために取っておいた方がよいのではないのでしょうか。

事務局

現在3条許可申請のための必要書類は全て提出して頂いておりますが、譲渡人さんの気が変わった時のための防衛書類等は頂いておりません。

〇〇委員

私が前に担当した案件では、譲渡人さんに気が変わった時のために贈与契約書みたいなものを作らせて提出していたと思いますが。

事務局

基本的にこれまでも無償譲渡、交換等金銭が伴わない形での所有権移転は処理しておりましたが、今までトラブルなく事務処理出来たからと言って今後もないかとは言えませんので、〇〇委員さんのご提案、助言を参考にして今後の対応の検討課題にさせていただきます。

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1及び2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1及び2については、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、議案第1号3農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請につい

て、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます

〇〇牛島委員

6月26日に中原地区委員4名、事務局2名で現地確認を行いました。
譲渡人は農業を廃止されてかなり経ちます。譲渡人は自作と小作をされており、草刈り等きちんと管理されてあることから、ここを購入されても何ら問題はないかと思われ
ます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号3については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号4農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号4農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

前議案同様6月26日に現地確認を行いました。

譲渡人である〇〇さんのご主人が、存命中に書面ではなく言葉の遺言で、譲受人に無償でやると言われていました。ご主人が亡くなり数年が経ち、無償でしたがトラブル回避のためお金を払い今回の申請となりました。農地自体は現在中原地区の近くの方が耕作して下さっていますが、購入にあたり今後自作されるか、このまま小作に出されるかは定かではありませんが、管理はきちんとされるとの事、農業に対しての支障はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

3条申請での所有権移転では、譲受人の貸付は出来ないのではないですか。

事務局

そうです。3条申請での所有権移転は基本、譲受人が耕作することが前提の許可審議となっております。

〇〇委員

現在作付されている分についての話で、今後の事はきちんと指導しておきます。

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号4については、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、議案第2号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について

て説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

6月26日に現地確認を行いました。

〇〇の境内の外にある駐車場が車10台止める位しかなく、駐車場として今回の申請になっております。先程事務局から説明がありましたように、現在申請地は盛土をされてある状態で、駐車場としては使用されておられません。ただ、盛土は無断でされており始末書の提出がされております。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請地の東側に2149-3番地の田んぼがありますが、ここも〇〇の所有地ですか。

事務局

〇〇さんの所有地となっております。

〇〇委員

管理具合はどうなっていますか。荒地でしょうか。

〇〇委員

荒地ではありませんが、耕作もされていません。

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局

より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

申請地は面積22㎡で、道路沿いに余分な農地が残っていたと理解して頂いた方が一番良いと思います。実際的に自分の家に入るための道を申請地が邪魔しているもので、別に問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

6月26日に現地確認を行いました。

事務局の説明どおりで回りは水路、道路に囲まれており、南側畑は農地としての利用はされていません。

特段支障はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	5件	所有権移転	1件
------	-----	----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

申請番号3番は、申請内容も同じなのですが2つに分かれています。なぜでしょうか。

事務局

申請番号3番については、同一の貸付人になっておりますが、一筆の農地につきましては所有者様が亡くなられ登記の所有者変更手続きがまだ終わられておらず、登記上の所有者は本来別々の方のためです。

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きましてその他事項をお願いします。

その他

協議及び依頼・連絡事項

議 長

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで7月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 鷺崎 和志

議事録署名人 番

議事録署名人 番